

競技会参加時の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する注意事項および誓約事項

1. 水泳競技会における感染拡大予防ガイドラインおよび大会主催者の指導や指示を遵守し、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に努めること。ガイドラインおよび注意事項に違反した者または団体は出場停止の上、退場処分とする。
2. 大会初日の7日前以内に新型コロナウイルス感染の疑いや発熱などの症状が認められる者の参加を中止すること。また、登録団体は所属選手およびスタッフの健康状態を必ず確認すること。
3. 大会初日の7日前以内にチーム（クラブ）の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、練習場所および練習時間を同じくする者の参加を中止すること。
ただし、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者を除き、来場72時間以内のウイルス検査（PCR、TMA、StAmp、抗原定量、抗原定性など）にて陰性を確認した者の出場は認める。（陰性証明書の提出は不要、後日陽性となった場合または大会実行委員会から要請があった場合に提示できるようにしておくこと）
4. 競技会会場への入場に必要書類等は正確に記入すること。引率責任者は所属選手およびスタッフ全員の書類について不備がないか確認すること。不備がある場合は入場を許可しない。また、記載事項に虚偽があった場合は当該団体の出場を禁止し厳重に処分する。
5. 主催者から競技会への欠場要請があった場合はそれに従うこと。
6. 競技会后10日以内に新型コロナウイルスに感染またはその疑いが生じた場合は、速やかに主催者に報告すること。
7. 感染症拡散防止の目的で保健所ならびに関係機関に健康管理表に記載の個人情報提供される場合がある。

2021年9月10日 施行

2022年2月7日 改定

2022年2月24日 改定